

# 大阪精神医療センターにおける公的研究費等不正使用防止計画

令和3年 9月 24日

改正 令和3年 11月 9日

改正 令和4年 2月 15日

改正 令和4年 9月 15日

大阪精神医療センター（以下「センター」という。）では、「大阪精神医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」（以下「取扱い規程」という。）第12条第1項により、公的研究費等の適正な運営及び管理を行うため、大阪精神医療センター公的研究費等不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

## 1 運営・管理体制

### ① 最高管理責任者：院長

本センターにおける公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

### ② 統括管理責任者：こころの科学リサーチセンター長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### ③ コンプライアンス推進責任者：当センター内の各所属長等（取扱い規程、第6条に定める者）

各部署における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

### ④ 研究倫理教育責任者：こころの科学リサーチセンター 研究・研修支援室長

研究倫理教育及び実施体制の整備に関し、権限と責任を持つ。

## 2 不正使用防止計画の実施状況の把握

防止計画推進部署であるこころの科学リサーチセンター 研究・研修支援室が1年に1回以上の頻度でセンター全体の他部門の不正防止計画の実施状況等を聴取した上で確認し、不正使用防止計画の改訂に反映させるものとする。

## 3 不正使用防止計画

### ① 責任体系の明確化

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
・時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・各種会議やコンプライアンス研修等において、各責任者に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を実行し、責任意識の低下を防止する。

### ② 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
・公的研究費等の事務処理手続きに関するル	・科研費の申請及び基本的な使用ルールを盛り

ールが理解されていない。	込んだ「科研費ハンドブック（研究者用）」（文部科学省・日本学術振興会編集版）を配布。また、当該機関での各種手続き等のハンドブック「公的研究費等の適正な使用と責任ある研究活動について」を作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス研修を実施することで意識の向上を促す。また、研修後アンケートにより受講者の理解度を確認する。 ・全構成員から誓約書を徴取する。
・公的研究費等の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識が欠如している。  ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	・研究者等に研修を行い、意識の向上、情報共有を図る。 ・公的研究費等の運営及び管理に関わるすべての研究者等を対象としてコンプライアンス教育の参加を義務付け、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明する。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ・不正使用防止について、定例会議・広報誌等で繰り返し周知する。

③ 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
・ 規程、ルール等の理解不足	・ 監査での指摘事項、文部科学省 HP 掲載の他施設の不正使用事案を参考にその防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

④ 公的研究費等の適正な運営及び管理活動

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
・ 年度末に予算執行が集中し、事務担当者の業務が多忙となり管理が不十分になる。	・ 定期的に予算執行状況を研究者に通知し、計画的な執行を行うよう指導する。
・ 予算執行状況や債務が適正に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・ 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。 ・ 特に執行率の悪い研究者等に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越しや返還等の指導を行う。 ・ 研究者等に対して、発注内容の記録等を行うよう指導し、事務部門による債務の把握を徹底

	する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究と直接関係のない物品や当該研究費の用途目的と全く関係のない物品を購入している可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員による納品事実の確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>発注段階での財源特定がなされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注段階での財源特定を徹底するよう、コンプライアンス研修会等で指導・注意喚起を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正取引に発展する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。(担当研究者からの発注依頼の概ね5割以上が特定の業者に偏っている場合)</li> <li>見積もりは必ず取引予定の業者から取得する旨、研究員には徹底する(相見積もりを含め、同一業者から取得することは認めない)。</li> <li>取引回数、取引金額が一定の基準を超える取引業者に対し、別紙「誓約書」の提出を求める。</li> <li>不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」等に基づき、最長3年間の取引停止等の措置を講ずることができることを周知するとともに、他の業者へも注意喚起を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤の出勤状況の実態が確認できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事勤態システムにより研究者等の出退勤状況を事務担当者が管理し、不定期により実態調査等を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>出張日程の確認、根拠書類の確認が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者等が行う出張について、財源に関わらず、復命書及び出張の事実を証明する書類の提出を義務化する。</li> </ul>

⑤ 情報の伝達を確保する体制の確立

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>通報窓口が判りにくいため、不正使用が潜在化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやハンドブック「公的研究費等の適正な使用と責任ある研究活動について」等で通報窓口を公表し周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を取りまとめたQ&amp;A集等を作成し、院内掲示板等により周知することで、経費のより適正な執行を図る。</li> <li>ハンドブック「公的研究費等の適正な使用と責</li> </ul>

	任ある研究活動について」等を周知し、執行ルールの統一化を図る。
--	---------------------------------

⑥ モニタリングの充実

不正使用発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査員は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用が発生しやすい要因に着目した検査を行い、リスクの除去・低減を図る。</li> </ul>

以上